

罰金の保護観察付き執行猶予の活用 （検討課題等）（2）

罰金の保護観察付き執行猶予の活用（検討課題等）（2）

考えられる施策・制度の概要

罰金刑が相当である事案のうち、保護観察付き執行猶予の活用に適する事案について、その活用を図る。

【検討課題】

1 活用に適する事案・対象者

- 保護観察が有効に機能すると判断する要素は次のようなことか。
 - ・ 罰金額が相応に高額で、心理的強制力が相応に働くこと
 - ・ 保護観察に付すことに、改善更生のための処遇手段としての意義が認められること
- 保護観察付き執行猶予が相当でないと判断する要素は次のようなことか。
 - ・ 改善更生の意欲が喚起される可能性の乏しいこと
 - ・ 大量かつ画一的な処理が求められる事案であること

2 活用に適する事案・対象者の判断方法

- 判断資料の在り方
 - ・ 自由刑の執行猶予に保護観察を付する事案と比較して特別な判断資料を要するか。
- 保護観察所の調査機能の活用
 - ・ 保護観察所が調査を実施する前提として、どのような資料・情報が必要か。
 - ・ 保護観察所の調査の方法として、保護観察官が対象者と面接をすることは、必要かつ相当か。
 - ・ 保護観察所から聴取した意見をどのように活用するか。
- 少年鑑別所の鑑別機能の活用
 - ・ どのような事案・対象者、事項について少年鑑別所の鑑別機能を活用するか。
- 面接等に関する説明の在り方及び供述の取扱い
 - ・ 保護観察官や少年鑑別所職員が、捜査期間中に、対象者の面接を行う場合、対象者に対して、どのような説明を行うこととすべきか。
 - ・ 面接時における対象者の供述について、どのような性質の資料として取り扱うこととすべきか。

3 活用するための課題

- 略式手続を経る場合
 - ・ 略式手続において活用を図るために、判断資料の提出や科刑意見の在り方等をどのように工夫すればよいか。

- ・ 検察官が、保護観察の必要性・有用性について被疑者に説明する場合、その時期は、処分前のいかなる時点が適切か。
- ・ 検察官が、略式手続によることについて被疑者に異議がないことを確かめる際に、保護観察付き執行猶予となる可能性があることを告知することは必要か。
- 公判手続を経る場合
 - ・ 公判手続において活用を図るために、判断資料の提出や求刑の在り方をどのように工夫すればよいか。
 - ・ 公判手続による負担をできるだけ回避するためにどのような方策が考えられるか。
- 保護観察の適切な期間の在り方
 - ・ 保護観察の期間を定めるに当たって、罰金額や対象者の改善更生に向けた意欲の持続性をどのように考慮するか。
- 良好措置の在り方
 - ・ どのような良好措置が有効か。

4 活用するための法改正の要否・内容